

## 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第4次狭山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に係る市民会議の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市は、後期基本計画の策定にあたり、市民参画による計画づくりを推進するため、第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 市民会議は、委員56人以内をもって組織する。ただし、市長が認めたときは必要に応じて委員を追加することができる。

- 2 市民会議に分科会を置き、分科会の数は7とする。
- 3 市民会議にリーダー会議を置くことができる。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選考する。

- (1) 無作為に抽出した者で、かつ委員に応募した者
  - (2) 各種団体から推薦された者
- 2 前項の抽出及び推薦は、次のいずれにも該当する者のうちから行うものとする。
- (1) 市内に在住又は在勤する者で、令和元年10月1日時点において満18歳以上の者
  - (2) 国会議員、県議会議員又は市議会議員でない者
- 3 委員の任期は、市民会議の発足日から提言書の提出日までとする。
- 4 委員は、無報酬とする。ただし、記念品を進呈することができる。
- 5 市長は、市民会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。
- (1) 市内に在住又は在勤しなくなったとき。
  - (2) やむを得ない理由により離任を申し出たとき。
  - (3) その他解任することにつき相当な理由があると市長が認めたとき。

### (委員の責務)

第5条 市民会議の委員は、市民会議の設置の趣旨を踏まえて、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会議には、自発的かつ積極的に参加すること。
- (2) 会議では、互いを尊重したうえで、積極的に意見表明をすること。
- (3) 施策等の検討にあつては、全市的見地に立って論議すること。
- (4) 提言する施策等は実現可能なものとなるように留意すること。
- (5) 極力簡潔にし、時間を有効に活用すること。

(議事)

第6条 会議における決定は、出席委員全員の合意によることを原則とするが、採決が必要な案件については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定とする。

(会議の公開等)

第7条 会議は、原則として、全て公開とする。

- 2 会議の傍聴の許可は、会議の主宰者が、会場の状況等を考慮して決定するものとする。
- 3 会議の開催日は、可能な限り、事前に公表するものとする。
- 4 会議録は、会議の経緯と決定事項等を内容とし、委員の協力により作成する。

(提言等)

第8条 市民会議は、令和2年3月までに、市長に対して提言を行うものとする。

(分科会)

第9条 分科会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会のテーマに係る施策の検討に関すること。
- (2) 分科会のテーマに係る市への提言書の内容の検討に関すること。
- (3) その他分科会の運営に係る検討に関すること。
- 2 市民会議の委員は、原則としていずれかの分科会の委員になるものとする。
- 3 分科会にリーダー1人及びサブリーダー1人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(リーダー会議)

第10条 リーダー会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会の審議に係る調整に関すること。
- (2) 基本計画の施策に係る調整に関すること。
- (3) 市へ提出する提言書の調整に関すること。
- (4) その他市民会議の運営に係る連絡調整に関すること。
- 2 リーダー会議は、前条に定める分科会のリーダーをもって組織し、リーダーが出席できない場合は、サブリーダーが代理として出席するものとする。
- 3 リーダー会議に統括リーダー1人及び統括サブリーダー1人を置き、リーダー会議の委員のうちから互選によりこれを定める。
- 4 統括サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(市の役割)

第11条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市民会議が施策の審議や提言のとりまとめを行うために必要な情報の提供に関する  
こと。
- (2) リーダー会議及び分科会にオブザーバーとして市職員等を派遣すること。
- (3) その他、市民会議の円滑な運営に資するため、市民会議からの求めに応じ必要な支  
援を行うこと。

(庶務)

第12条 市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市民会議  
において協議して定める。

附則

この要綱は、令和元年10月7日から施行し、市への提言書の提出をもって、その効  
力を失う。

一部改正 令和元年11月8日